

自動車税還付金の相続人への還付のお手続きについて

自動車税の名義人が死亡し、相続人が還付金の還付を受ける場合、相続の申し立ての手続きを行っていただく必要があります。

還付手続きは、下記の書類に所定事項を記入、押印のうえ、必要書類を添付のうえ、担当まで送付して下さるようお願いします。

なお、還付金は相続人の代表者の口座に振り込みますので、金融機関、口座番号等を必ず記入してください。

記

《送付していただく書類》

① 「自動車税に係る過誤納金等還付請求権の相続申立書」

記入例を参考に、所定事項を記入、押印して下さい。

② 「自動車税過誤納金還付通知書（はがき形式）」（以前お送りした還付通知書）

＊小切手が送付された方は、小切手も送付してください。

{ ③ 債権者の死亡が確認できる「除籍抄本」（コピー可）

④ 債権者と相続人との関係が確認できる「戸籍謄本」（コピー可）

＊上記2件を「全部事項証明書」で確認できる場合は、その証明書のみ送付ください。

《担当窓口》

① □送付先住所

〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目19-68

② □担 当 村山総合支庁納税課 管理担当

③ □T E L 023-621-8253

自動車税に係る過誤納金等還付請求権の相続申立書

平成 年 月 日

山形県 総合支庁長 殿

届出人（相続人）

住（居）所

氏 名 ㊞

連 絡 先（ ） ー

被相続人の所有していた自動車（登録番号 ）について発生した過誤納金等の還付金については、私が代表相続人となりますので、下記口座に支払い願います。
なお、このことについて全ての相続人より同意を得たことを申し立てます。

被 相 続 人	住（居）所				
	氏 名				
	死 亡 年 月 日				
相 続 人	ふ り が な 氏 名		住（居）所	被相続人 との続柄	法定相続 割合
	代表者				
代 表 者 の 口 座	金 融 機 関	銀行・農協 金庫	口 座 番 号		口座名義(かて記入)
		本・支店	普通・当座	No.	

- (注) 1. 法定相続割合の欄には、民法第900条から第902条までの規定を適用して定められる相続分の割合を記載してください。
2. 代表者の方の口座に入金しますので、必ず正確にご記入ください。

自動車税に係る過誤納金等還付請求権の相続申立書

平成 年 月 日

山形県 村山総合支庁長 殿

提出日を記入下さい。

届出人（相続人）

現住所を記入下さい。

押印は、朱肉による印で、
認印で可です。

住（居）所 山形市鉄砲町二丁目 19-68

氏 名 山 形 花 子 (印)

連 絡 先 (023) 621-8253

被相続人の所有していた自動車（登録番号 山形 ○○○ ▽ □□□□）について発生した過誤納金等の還付金については、私が代表相続人となりますので、下記口座に支払い願います。

なお、このことについて全ての相続人より同意を得たことを申し立てます。

被 相 続 人	住（居）所	山形市松波二丁目 8-1			
	氏 名	山 形 一 男			
	死 亡 年 月 日	平成 ○○ 年 △ 月 □□ 日			
相 続 人	ふりがな 氏 名	住（居）所	被相続人 との続柄	法定相続 割合	
	代表者 やま がた はな こ 山 形 花 子	山形市鉄砲町二丁目 19-68	妻	1/2	
	やま がた いち ろう 山 形 一 郎	同上	長男	1/4	
	やま がた じ ろう 山 形 二 郎	同上	次男	1/4	
代 表 者 の 口 座	金 融 機 関	口座番号	口座名義(かて記入)		
	べにばな 銀行・農協 金庫	山 形 本・支店 普通・当座 No. 1 2 3 4 5 6 7	ヤマガタ ハナコ		

該当する金融機関、本・支
店を○で囲んで下さい。

(注) 1. 法定相続割合の欄には、民法第900条から第902条までの規定を適用して定められる相続分の割合を記載してください。

2. 代表者の方の口座に入金しますので、必ず正確にご記入ください。